

目 次

平成 25 年度大好きいばらき就職面接会 (前期) 参加者募集！	1
平成 25 年度労働政策課主要事業の概要	2
平成 25 年度職業能力開発課主要事業の概要	3
平成 25 年度茨城労働局労働行政運営方針	4
高年齢者雇用安定法 & 障害者雇用率制度の改正 / 平成 25 年度全国安全週間	5
平成 24 年茨城県内の労働災害発生状況 / 第 12 次労働災害防止推進計画	6
「平成 26 年 3 月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる！ 「若年者・非正規雇用労働者」の採用・人材育成を支援します！	7
労働委員会の窓から	8
いばらきステップアップオフィスについて	9
仕事と生活の調和推進計画・支援奨励金について / いばらき労働相談センターのご案内	11

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がある！～

平成25年度 大好きいばらき就職面接会(前期) 参加者募集！

参加費無料
事前申込不要

【対象者】平成 26 年 3 月大学院・大学・短大・専修学校等卒業予定者及び既卒未就職者

【参加予定事業所数】水戸会場 90 社・土浦会場 60 社

履歴書を複数持参して下さい

【開催日・場所】

	水 戸 会 場	土 浦 会 場
開 催 日	6 月 1 9 日 (水曜日)	6 月 2 5 日 (火曜日)
場 所	ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町 1 - 6 - 1 (水戸駅より徒歩 3 分)	ホテルマロウド筑波 土浦市城北町 2 - 2 4 (土浦駅より徒歩 1 2 分)

詳しくは労働政策課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/rosei/h25daisuki/index.html>

【お問い合わせ】

茨城県商工労働部労働政策課雇用促進対策室

TEL 029-301-3645

FAX 029-301-3649



平成 25 年度労働政策課主要事業の概要

1 いばらき就職・生活総合支援センター事業

若年者をはじめとする就職希望者に対して、就職相談から職業紹介までの一貫したサービスを提供するとともに、各センターから遠距離の地域における出張相談を実施しています。

また、離職された方の再就職支援、若年者の正規雇用支援、女性・中高年齢者の再就職支援及び新規立地企業や地域の中小企業に対する人材確保支援を行っています。

水戸市三の丸 1-7-41(祝日・年末年始は休業)

就職支援 (平日 9:00-20:00, 土日 9:00-17:00)

TEL 029-300-1916 職業紹介は

029-300-1715 平日 9:00-16:00 のみ

労働相談 (平日 9:00-20:00, 土日 10:00-16:00)

TEL 029-233-1560

生活支援 (月・水・金 10:00-16:00)

TEL 029-232-1245

2 大学等就職面接会開催事業

大学等卒業予定者の就職機会の拡大と県内企業の人材確保を図るため、「大好きいばらき就職面接会」を開催します(前期・後期ともに 2 会場で実施予定)

3 大卒等未就職者人材育成事業

大学等を卒業後、未就職となっている若者等の早期就職を図るため、ビジネスマナーなど必要な基礎研修や企業での実務研修を実施することにより、仕事に関する知識・技能の取得と正規雇用化を支援します。

4 子育てママ再就職支援事業

出産・育児を理由に離職した女性が、再就職のために受講する民間教育訓練講座の受講経費の一部を助成します(助成率: 1/2 限度額: 10 万円)。

5 高年齢者労働能力活用事業

働く意志と能力を持った高年齢者に対して就業機会を提供するシルバー人材センター連合会の運営費の一部を助成します。

6 障害者就職面接会開催事業

事業者への障害者雇用の理解を深め、障害者の就職機会の拡充を図ります。前期(9,10月)5会場、後期(2月)5会場で実施予定です。

7 市町村等緊急雇用創出事業

国の交付金を財源に造成した「茨城県雇用創出等基金」を活用し、市町村が実施する次の取組を助成します。

(1) 重点分野雇用創出事業

介護、医療、農林、環境等の成長が期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し、雇用に結び付ける事業を実施します。

(2) 震災等緊急雇用対応事業

震災による被災求職者又は平成 23 年 3 月 11 日以降離職した失業者(ただし、25 年度以降新たに事業を開始する場合にあっては、被災求職者に限る。)に対する雇用創出事業や雇用機会を提供したうえで地域ニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつける事業を実施します。

8 雇用復興推進事業

(1) 事業復興型雇用創出事業

被災地域において将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待される事業の事業主が被災求職者を雇用する場合に、産業政策と一体となり、雇用に係る費用の一部を事業主に助成します。

(2) 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

被災地で安定的な雇用を創出するため、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する事業を実施します。

9 緊急生活支援融資資金貸付制度

失業者や勤労者に対する緊急生活支援対策として、生活資金を中央労働金庫と協調して低利で貸し付けます。

(1) 失業者等生活資金融資制度

県内にお住まいの勤労者が、失業したり、給料の遅配を受けたりした場合に、日常生活に必要な生活資金をお貸しします(貸付限度額 50 万円, 利率 1.2%)。

(2) 勤労者生活資金融資制度

県内にお住まい又は勤務する方に、冠婚葬祭、病気による入院、子どもの学校入学、災害等のために必要な生活資金をお貸しします(貸付限度額 100 万円, 利率 1.7%)。

10 育児休業・介護休業者生活資金貸付制度

茨城県内にお住まいの勤労者が、育児休業や介護休業を取得した場合、休業期間中の生活に必要な資金をお貸しします(貸付限度額 100 万円, 利率 1.5%)。

9・10 の貸付制度についてのお問い合わせは

中央労働金庫 茨城県本部 TEL 029-221-4181

または中央労働金庫県内各支店へ

11 仕事と生活の調和推進事業

労働者が、仕事と生活を両立することができ、いきいきと働くことができるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて次の取組を促進・支援します。

(1) 住民の理解や合意形成促進

「いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会」や、機運醸成を図る為のシンポジウムの開催や、研修会等の講師としてアドバイザーを派遣します。

(2) 中小企業経営者等の取組促進

「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進するとともに、アドバイザーによる中小企業への普及・啓発を行います。

また、事業所の取組や先進事例等の紹介、事業者・勤労者・県民等との情報交換等を気軽に行える場としてフェイスブックに専用ホームページ「いばらきワーク・ライフ・バランス倶楽部」を開設・運営します。

(3) 「仕事と生活の調和支援奨励金」の支給

育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、実際に制度を一定の期間利用した従業員がいた場合に、中小企業主に対して支給します。支給額: 1 人目 30 万円, 2 人目 10 万円

【お問い合わせ】

茨城県商工労働部労働政策課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL: 029-301-3640

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/youkou/rosei/>

平成 25 年度職業能力開発課主要事業の概要

県立産業技術短期大学校において、高度で実践的なIT関連技術者の育成を図るとともに、県立産業技術専門学院（6学院：水戸，日立，鹿島，土浦，筑西，古河）において、「新規学卒者訓練」，「離職者等訓練」，「在職者訓練」の各種職業訓練を実施します。

1 新規学卒者訓練事業

中学校及び高等学校の新規学卒者等を対象に、職業に必要な知識・技能を習得する訓練を行います。

- (1) 産業技術短期大学校
情報システム科，情報処理科 2 コース
(定員：80名，訓練期間：2年)
- (2) 産業技術専門学院
自動車整備科，電気工事科，金属加工科，情報技術科等延べ 18 コース
(定員 530名，訓練期間：1~2年)

2 離職者等訓練事業

離職者等の再就職を促進するため、公共職業安定所との連携を図りながら再就職のために必要な知識・技能を習得する訓練を行います。

- (1) 施設内訓練（各産業技術専門学院で実施）
建築科，パソコンCAD科，溶接科
5コース（定員：60名，期間：6ヶ月~1年）
- (2) 委託訓練（専門学校等へ委託）
OAシステム科，介護福祉科，介護サービス科，医療事務科等 117 コース
(定員：2,027名，訓練期間：1週間程度~2年)
【定員内訳】
 - ・緊急雇用対策訓練 (定員 2,017名)
 - ・母子家庭等就業能力開発事業 (定員 10名)

3 在職者訓練事業

中小企業の従業員等を対象とし、職務に必要な知識や技能の習得，資格取得のため，概ね 2~5 日間程度の訓練を行います。

97 コース（技能向上，IT，オーダーメイド），
定員 1,405 名

【内訳】

- ・技能向上コース 56 コース，定員 895 名
- ・ITコース 17 コース，定員 220 名
- ・オーダーメイドコース
24 コース，定員 290 名

4 障害者に対する職業能力開発事業

- (1) 知的障害者職業能力開発事業
水戸産業技術専門学院において、知的障害者を対象に職業訓練を行います。
 - ・総合実務科（定員：20名，訓練期間：1年）
- (2) 障害者委託訓練事業
専門学校，社会福祉法人，企業等に委託して、障害者を対象に職業訓練を行います。
 - ・知識・技能習得訓練コース
(定員：15名，訓練期間：2ヶ月)
 - ・実践能力習得訓練コース
(定員：1名~，訓練期間：1ヶ月)

5 デュアルシステム事業

学校卒業後未就職でいる方やフリーター等を対象に、教育訓練と企業での実習を組み合わせた訓練を行い、若年職業人材の育成と就職促進を図ります。

- ・専門学校等に委託し、IT実務科，パソコン簿記会計科，医療事務科等 11 コースを実施。
(定員：185名，訓練期間：4ヶ月)

6 いばらき名匠塾事業

ものづくりマイスター等の優れた技能者が培ってきた技能を伝承するための講座を開催します。

- ・講座内容：旋盤コース，溶接コース，電子機器組立コースなど
- ・対象者：中小企業で働く中堅青年技能者（概ね 20 歳代から 30 歳代）
- ・定員等：各コース 5 名以内（各産業技術専門学院でコース実施）
総定員 30 名

7 茨城県職業人材育成センター運営事業

企業等に対する職業能力開発の拠点及び技能検定会場等，能力評価の振興を図る拠点として運営します。

- ・名称：茨城県職業人材育成センター
- ・所在地：水戸市水府町 864-4
- ・用途：技能検定会場，県及び事業主・事業主団体等が行う職業訓練，研修室の貸出し等

8 ものづくり振興・人材育成事業

ものづくりマイスターの認定等を行うとともに、高校生を対象としたジュニア技能インターンシップ事業を実施します。

ものづくりマイスター：優れた技能を有し、技能の維持・継承や人材育成のできる者

【お問い合わせ】

茨城県商工労働部職業能力開発課
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL：029-301-3653
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/shokuno/shokuno.htm>

平成25年度茨城労働局労働行政運営方針

平成25年度において、茨城労働局では、震災からの復興支援対策のほか、各行政課題に対して、以下のとおり取り組むこととしています。

東日本大震災からの復興支援

被災地の本格的な雇用復興のための産業施策と一体となった雇用機会創出への支援（「被災地雇用復興総合プログラム」の推進）
職業訓練の推進等
復旧・復興工事災害防止対策の徹底
除染等業務・特定線量下業務及び除染廃棄物等処分業務の従事者の放射線防止対策の徹底
東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた放射線障害防止対策の徹底

総合労働行政機関として推進する重点施策

広報を通じた行政展開の推進
総合労働セミナーの開催
労働法制の普及
各分野の連携した対策の推進

労働基準行政の重点施策

労働者の安全と健康確保対策の推進
労働条件の確保・改善対策
適正な労働条件の整備
最低賃金制度の適切な運営
家内労働対策の推進
労災補償対策の推進

職業安定行政の重点施策

雇用施策に関する数値目標
職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進
地方自治体との連携による就職支援
重層的なセーフティネットの構築
若者の雇用対策の推進
高齢者雇用対策の推進
障害者雇用対策の推進
非正規雇用対策の推進
子育てする女性等に対する雇用対策の推進
外国人の雇用対策の推進
特別な配慮が必要な者等に対する雇用対策の推進
成長分野などでの雇用創出の推進
地域雇用対策の推進
民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の推進

雇用関係情報の積極的提供
雇用保険制度の安定的運営
雇用促進税制の推進
ハローワークにおいて提供するサービスの積極的な外部発信とハローワークのサービス向上

職業能力開発行政の重点施策

若者の就職促進、自立支援対策
ジョブ・カード制度の普及促進
地域のニーズに即した職業訓練・求職者支援訓練の展開と訓練修了者の就職支援
労働者・企業の職業能力開発への支援
キャリア・コンサルティングの普及促進
障害者の職業能力開発の推進

雇用均等行政の重点施策

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進
職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

労働保険適用徴収業務等の重点施策

労働保険料等の適正徴収等
労働保険料の未手続事業一掃対策の推進
年度更新の円滑な実施
労働保険事務組合の指導等
雇用保険率の周知徹底

個別労働関係紛争の解決の促進

総合労働相談コーナーの機能強化
効果的な助言・指導及びあっせんの実施
関係機関・団体との連携強化

【お問い合わせ】

茨城労働局
〒310-8511 茨城県宮町 1-8-31
TEL：029-224-6211
<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

高齢者雇用安定法 & 障害者雇用率制度の改正

平成 25 年 4 月 1 日から希望者全員の雇用確保を図るための高齢者雇用安定法が施行されました！

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されました。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

【改正のポイント】

- 1 継続雇用制度の**対象者を限定できる仕組みの廃止**
- 2 継続雇用制度の**対象者を雇用する企業の範囲の拡大**
- 3 **義務違反**の企業に対する**公表規定**の導入
- 4 高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する**指針の策定**

平成 25 年 4 月 1 日から障害者の法定雇用率が引き上げになりました！

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。

この法定雇用率が、平成 25 年 4 月 1 日から以下のように変わりました。

事業主の皆さまは、ご注意くださいますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 25 年 4 月 1 日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

【お問い合わせ】茨城労働局職業安定部職業対策課 029-224-6219

平成 25 年度 全国安全週間

～ たか高めよう ひとり一人ひとりの安全意識 あんぜんいしきみんなの力で ちからゼロ災害 さいがい～

【趣 旨】

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 86 回目を迎えます。

労働災害を防止するためには、トップから安全衛生の担当者、労働者までの事業場の全員が現場を確認し、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守ることに加え、事業者から労働者一人ひとりまでの安全に対する意識や危険感受性を高めることにより、労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指していく必要があります。

このような観点から、平成 25 年度の全国安全週間は、「**高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害**」をスローガンとして展開されます。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとします。

【期 間】

平成 25 年 7 月 1 日から 7 月 7 日（準備期間：平成 25 年 6 月 1 日から 6 月 30 日）

【お問い合わせ】茨城労働局労働基準部健康安全課 029-224-6215

平成 24 年 茨城県内の労働災害発生状況

～休業災害は 1%減，死亡災害は前年比 8 名増～

業種別	休業 4 日以上		死亡者数		増減	
	23 年	24 年	23 年	24 年	休業	死亡
計	2,988	2,957	32	40	-31	8
製造業	847	873	2	7	26	5
食料品	262	272	1	0	10	-1
化学	99	70	0	2	-29	2
金属製品	146	159	0	2	13	2
建設業	464	438	16	11	-26	-5
土木	99	109	2	7	10	5
建築	279	241	8	2	-38	-6
その他	86	88	6	2	2	-4
運輸交通業	445	379	5	8	-66	3
道路貨物運送業	404	327	5	7	-77	2
貨物取扱業	37	33	1	0	-4	-1
農林業	48	54	0	2	6	2
畜産水産業	116	147	0	2	31	2
商業	349	358	1	6	9	5
小売業	271	283	0	5	12	5
社会福祉施設	103	118	0	0	15	0
その他	579	557	7	4	-22	-3

(注) 1. 休業 4 日以上の死傷災害は，労働者死傷病報告より作成したもの。

2. 死亡災害は，死亡災害報告より作成したもの。

3. 休業 4 日以上の死傷災害は，死亡災害を含む。

第 12 次労働災害防止推進計画

～誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために～
がんばっぺ！！茨城

茨城県内の平成 24 年の休業 4 日以上の死傷者数は 2,957 人で，前年比 31 人，1%の減少でした。しかし，死亡者数については 40 人で，前年比 8 人，25%と大幅な増加となりました。今後も東日本大震災の復旧・復興工事の継続と，それに伴う人材不足等の影響による建設業の労働災害の増加が懸念され，また，第三次産業の労働者数の増大，非正規労働者等の増加と外部委託の広がり，少子高齢化の影響等社会の変化に合わせた対策が必要となっています。

茨城労働局はこのような状況を踏まえて，本年度を初年度とする 5 か年の第 12 次労働災害防止推進計画(以下「12 次防」という)を策定しました。

本計画では，全ての関係者(国，労働災害防止団体，事業者，労働者，発注者，消費者)が安全衛生の意識を共有し，それぞれが責任ある行動を取ることによって，「誰もが安心して働くことができる社会の実現」を目指します。

1 12 次防の概要

(1) 計画の期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間

(2) 計画の目標

死亡災害は，12 次防期間中の発生件数を 11 次防期間中の発生件数の 15%以上減少させること

休業 4 日以上の死傷者数は，平成 24 年と比較して，平成 29 年までに 20%以上減少させること

2 12 次防の重点施策

(1) 労働災害発生状況の変化に対応した対策

(2) 近年の状況を踏まえた健康確保・業務上疾病防止対策

(3) 全業種に共通した課題への取組み

(4) 行政，労働災害防止団体，業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

(5) 社会，企業，労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

(6) 発注者，製造者，施設等の管理者による取組強化

(7) 東日本大震災，東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

(8) 特定分野に対する対策(鹿島石油コンビナート，美浦トレセン)

【お問い合わせ】茨城労働局労働基準部健康安全課 029-224-6215

「平成 26 年 3 月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる！

平成 25 年 4 月 25 日、産・学・官の関係者出席のもと、茨城県就職問題検討会議を開催し、新規中学校、高等学校卒業者の求人活動などについての「申し合わせ」を決定しました。

早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図ることを目的としています。採用選考に係る主なスケジュールは次の通りです。

	中学校卒業予定者	高等学校卒業予定者
求人申込み 及び受理	公共職業安定所において 6 月 20 日から開始 (他公共職業安定所への求人連絡は 7 月 1 日以降)	公共職業安定所において 6 月 20 日から開始 (求人者への返戻、学校への求人票の提出は 7 月 1 日以降)
推薦・選考	来年 1 月 1 日以降開始	9 月 5 日以降推薦開始(文書到達主義) 9 月 16 日以降選考開始 10 月 1 日以降は 1 人 2 社まで応募・推薦可能
就業開始	来年 4 月 1 日以降	卒業後

採用選考にあたって、事業主の皆さまにおかれましては次のことに配慮をお願いします。

出身地、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料とすることなく、応募者本人の有する適性と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点に立ち、合理的な選考がなされるようにすること。

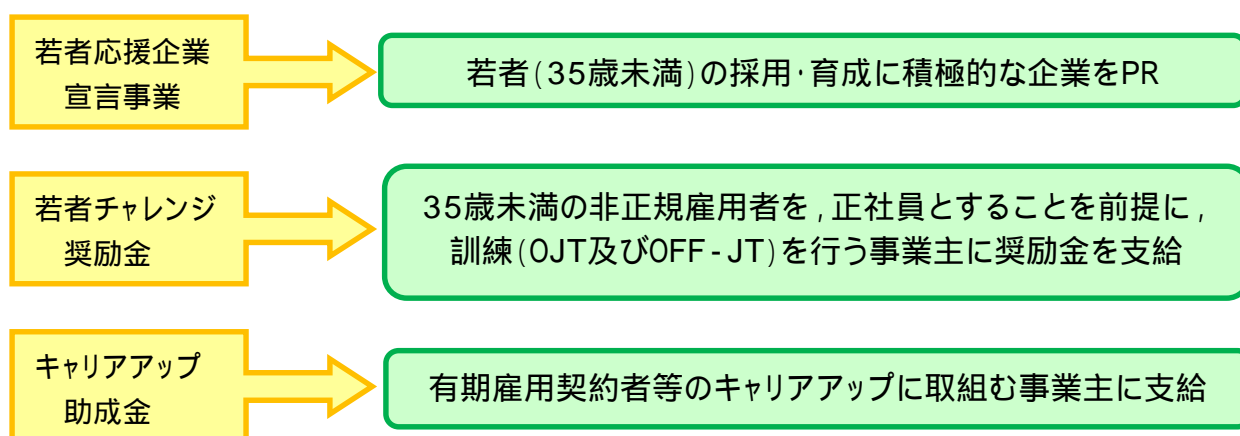
男女雇用機会均等法及び指針の募集・採用の部分に関して、女子と男子の均等な機会が与えられるとともに、障害者に対しては、格別の考慮がなされるようにすること。

【お問い合わせ】茨城労働局職業安定部職業安定課 029-224-6218

事業主の
皆様へ！

「若年者・非正規雇用労働者」の採用・人材育成を支援します！

厚生労働省では、若年者・非正規雇用労働者の雇用支援策として以下の事業を新たに実施しています。



各施策を活用する際の要件は、茨城労働局(029-224-6218・6219)
またはお近くのハローワークへお問い合わせ下さい。

審査事件 …… 当該期間中に新規申立てが1件ありました。
また、1件の係属事件が終結しました。3件が係属中です。

新規事件の概要

事件名	業種	申立年月日	申立人の求める救済内容
H25(不) 1号事件	地方公務	H25.2.14 労働組合	1 誠実団交応諾 2 配置転換の留保 3 謝罪文の交付

終結事件の概要

事件名	業種	申立年月日	申立事項	終結状況
H24(不) 1号事件	道路貨物運送業	H24.5.25	1 団交応諾	平成25年3月28日、当事者双方に申立事項を全部救済する命令書を交付し、事件は終結。

調整事件 …… 当該期間中に係属した事件はありませんでした。

個別あっせん事件 …… 当該期間中に申請のあった1件が終結しました。

終結事件の概要

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項及び終結状況
甲事件	道路貨物運送業	H25.3.8 労働者	平成25年3月8日、労働者個人から、解雇撤回及び未払賃金相当額等の支給を求めたあっせん申請があったが、被申請者側があっせんに応じる意思がないため、3月13日、あっせん不開始として終結。

【お問い合わせ】

茨城県労働委員会事務局
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL 029 - 301 - 5563 (総務調整課) 029 - 301 - 5568 (審査課)
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/tirou/tirou.htm>

「いばらきステップアップオフィス」について

茨城県では、知的障害者の採用が少ない事務の分野において、率先して障害者を雇用し公的雇用を拡大するため、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業所(A型)として「いばらきステップアップオフィス」を平成22年4月1日から県庁障害福祉課内に設置しています。

この取り組みをモデルケースとして市町村や民間企業にPRするとともに、知的障害者が県庁での勤務経験を活かして民間企業等へ就職(ステップアップ)できるよう支援しています。

現在、職業指導員の指導のもとで5人の知的障害者が、県庁内の各課から依頼される業務(パソコン入力、文書類の発送準備、書類の整理、ポスター折り込み、資料の袋詰め、イベントや会議の手伝いなどの事務補助)を中心に従事しています。

こんな仕事もできます！

左記にあるような、パソコン入力、文書類の発送準備、書類の整理、ポスター折り込み、資料等の袋詰め、イベントや会議の手伝いのほか、書類整理の手伝いやシュレッター作業、リサイクル封筒の作成、インデックスの作成、ファイル・シールの作成なども出来ます。

<作成例>



自席でPC入力をする職員【H25年1月】



依頼課で資料の整理をする職員



依頼課でファイルの整理をする職員

(掲載については、本人等の了解を得ています)

民間企業への(ステップアップ)就職について

オフィスからのステップアップ就職者は、民間企業へ延べ6名(H25.3.31現在)が就職(一般就労)を果たしております。 / H22年度: 1名, H23年度: 1名, H24年度: 4名(下記写真)

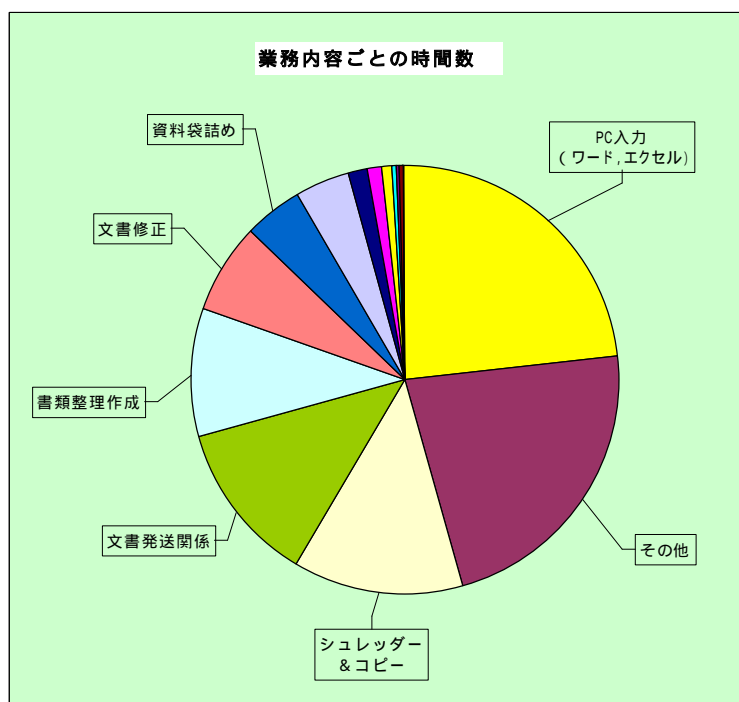


平成24年4月1日～25年3月31日までの勤務実績（5人計）

業務内容ごとの時間数

	5人計	前月末 累計	直近月 (3月)
PC入力(ワード,エクセル)	1,338	1,331	7
その他	1,272	1,194	78
シュレッダー&コピー	741	699	42
文書発送関係	697	551	146
書類整理作成	550	453	97
文書修正	394	361	33
資料袋詰め	259	251	8
新聞切り抜き	244	227	17
ポスター折込・スタンプ押し	82	82	0
イベント会議等手伝い	55	46	9
リサイクル封筒づくり・バッチの裏加工	48	45	3
物品整理	24	23	1
室内整理	17	17	0
インデックス等作成	11	10	1
資料配付	0	0	0
計	5,732	5,290	442

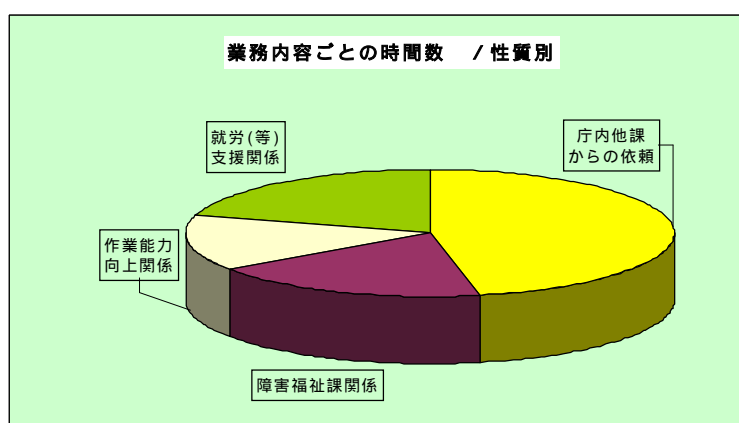
* 施設外支援はその他に計上	574	574	0
* 職場実習はその他に計上	174	174	0
* 委託訓練はその他に計上	132	76	56



業務内容ごとの時間数 / 性質別

	5人計	前月末 累計	直近月 (3月)
庁内他課からの依頼	2,669	2,432	237
障害福祉課関係	1,073	946	127
作業能力向上関係	806	784	22
就労(等)支援関係	1,180	1,124	56
その他	4	4	0
計	5,732	5,290	442

* 就労(等)支援関係のうち, 施設外支援	574	574	0
* 就労(等)支援関係のうち, 職場実習	174	174	0
* 就労(等)支援関係のうち, 委託訓練	132	76	56



「いばらきステップアップオフィス」に関するお問い合わせ先
 茨城県保健福祉部障害福祉課 企画グループ：029-301-3357

仕事と生活の調和推進計画・支援奨励金について

仕事と生活の調和推進計画～ワーク・ライフ・バランスはじめの一步～



県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！

また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となります（平成25・26年度資格者名簿分）。

詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください（様式と計画の記入例を掲載しています）。

仕事と生活の調和支援奨励金のご案内

県では、育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、従業員に一定の期間利用させた中小企業主へ奨励金を支給しています。

支給金額及び支給人数

支給金額 1人目：30万円，2人目：10万円（1事業主あたり 2人目まで）

奨励金の支給には要件がありますので、詳細は県労働政策課までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ・お申込み先

茨城県商工労働部労働政策課 労働経済・福祉グループ

電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

労働政策ホームページ【ワーク・ライフ・バランス関係はこちら】

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/wlb/wlbtot.html>



いばらき労働相談センターのご案内

県では、労働問題や労使関係でお困りの方のために、労働相談窓口を設置し、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。

面接によるご相談のほか、電話によるご相談もお受けしていますので、ひとりで悩まずにご相談ください。

相談時間

月曜日～金曜日・・・午前 9時から午後8時まで（相談受付は午後7時30分まで）

土曜日・日曜日・・・午前10時から午後4時まで（相談受付は午後3時30分まで）

* 祝日・年末年始は休業

電話番号

029-233-1560

場所

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職・生活総合支援センター2階

主な相談内容

労働条件，採用，解雇，退職勧奨，配置転換，賃金不払い，職場でのいじめ，パワハラ，セクハラなど

茨城労働 Seed 茨城県商工労働部労働政策課
5月号 第675号 〒310-8555 水戸市笠原町978番6
平成25年5月発行 TEL 029-301-3640
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/>